

春日部市議会基本条例の一部を改正する条例

春日部市議会基本条例（平成24年条例第16号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（<u>議会報告会等</u>） 第11条 2 議会は、市民参加によるまちづくりを推進するために、市民の多様な意見を把握し、情報の共有化を図る場として、意見交換会を開催するものとする。 3 議会報告会及び意見交換会は、いずれかを年1回以上開催するものとする。	（<u>議会報告会</u>） 第11条

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。